

「第2回 けはやちゃんこ鍋コンテスト」企画運營業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

葛城市産業観光部商工観光プロモーション課

「第2回 けはやちゃんこ鍋コンテスト」企画運営業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

相撲発祥の地である葛城市ならではの「ちゃんこ鍋」の発掘と発信を目的に、ちゃんこ鍋レシピのアイデアを広く募集し、多くの方々に葛城市のちゃんこ鍋の魅力を知っていただくため、「第2回 けはやちゃんこ鍋コンテスト」を開催する。広く誘客を図るためにマルシェエリアの設置を予定しており、マルシェエリアを含む本コンテスト開催に係る企画運営業務について、企画力や実行力のある事業者へ委託して実施することにより、事業の円滑化、効率化等を図るため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するもの。

2. 業務概要

(1) 業務名

「第2回 けはやちゃんこ鍋コンテスト」企画運営業務委託  
(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

【別紙1】「第2回 けはやちゃんこ鍋コンテスト企画運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和7年3月14日まで

(4) 提案限度額

3,000,000円(消費税および地方消費税を除く)

(5) その他

- ①業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案のあった内容に基づき、修正を行う場合があります。
- ②ちゃんこ鍋の売り上げは受注者の収入とします。
- ③フリーマーケット出店者の売り上げは、各出店者の収入とします。

3. 委託に係る催事の開催期日及び開催場所

(1) 開催期日

コンテスト2次審査：令和6年11月9日(土)を予定

コンテスト決勝戦：令和7年2月23日(日)または24日(月・祝)を予定

(2) 開催場所

葛城市當麻文化会館及び葛城市役所當麻庁舎周辺

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和6年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「5. 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止等措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指

- 名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

5. 入札参加資格を有さない者の参加

4.参加資格要件(1)に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ①提出期限：令和6年7月26日(金)午後5時必着  
 ②提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	【様式4】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」 個人「事業証明書」及び「住民票」
3	すべての税目について滞納がない旨の証明書 【A：市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者】 ⇒市税・県税・国税(消費税及び地方消費税を含む) 【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】 ⇒県税・国税(消費税及び地方消費税を含む) 【C：県外業者】 ⇒国税(消費税及び地方消費税を含む) ※発行日が令和6年4月1日以降のもの。 ※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。 ※市税の納税証明書は必ず原本(写し不可)を添付してください。 ※国税は、所轄税務署発行の納税証明書(様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税])を添付してください。(指定様式以外の証明書不可) ※国税の納税証明書は、インターネット又は郵送で請求することができます。 詳しくは、国税庁HP( <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a> )をご覧ください。

- ③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和6年7月29日（月）に審査結果をメールで通知します。  
参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

## 6. スケジュール

下表のとおりです。なお、各実施日について事務の都合上変更する場合があります。

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和6年7月16日（火）
実施要領等に関する質疑提出期限	令和6年7月29日（月）午後5時
実施要領等に関する質疑回答期限	令和6年7月31日（水）午後5時
参加表明書等の提出期間	令和6年8月2日（金）午後5時
提案書に関する質疑提出期限	参加表明書受付番号通知日から 令和6年8月8日（木）午後5時
提案書に関する質疑回答期限	令和6年8月13日（火）午後5時
提案書類等提出期限	令和6年8月19日（月）午後5時
一次審査結果通知	令和6年8月21日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年8月26日（月）予定
二次審査結果通知	令和6年9月3日（水）予定
契約の締結	審査結果通知以降速やかに

## 7. 事業者選定の概要

### (1) 参加表明書等の様式の配布

葛城市ホームページからダウンロード

### (2) 参加表明書等の提出

参加表明書(様式1)、参加資格に関する申立書(様式2)、その他提出書類を以下のとおり作成し提出してください。

#### 【提出書類】

参加表明書(様式1)	1部
参加資格に関する申立書(様式2)	1部
業務実績調書(様式3)	1部
業務実施体制表(様式5)	1部

#### ア 提出方法

持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。

#### イ 提出期間

令和6年7月16日（火）～令和6年8月2日（金）午後5時まで

（※郵送の場合は令和6年8月2日（金）必着とする。）

#### ウ 参加表明書受付番号の通知

参加表明書等を提出した応募者には、商工観光プロモーション課から電子メールで受付番号

を通知します。

エ 業務実績調書(様式3)

国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去5年以内（平成31年4月1日から令和6年3月31日）に発注したイベント企画・運營業務委託について、主体的に携わった（元請として受注した）実績があれば、その概要を記入してください。

オ 業務実施体制表(様式5)

本事業に従事する技術者の体制、資格、実績について記入し、資格者証の写し等を添付してください。

(3) 提案書類等の提出

提案書（任意様式）、その他提出書類を以下のとおり作成し提出してください。

【提出書類】

企画提案書（任意様式）	10部
電子媒体（CD-R等）	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書（任意様式）	1部

ア 提出方法

提案書等の書類は各10部準備し、持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。

※提案書(任意様式)についてはA4版用紙縦置きで、横書き、片面印刷8枚（表紙を除く）までとします。

イ 提出期間

参加表明書受付番号通知日～令和6年8月19日（月）午後5時  
（※郵送の場合は令和6年8月19日（月）必着とする。）

ウ 提案書(任意様式)

以下に記載する二次審査（ヒアリング）で評価する評価項目、評価基準に留意して、提案を記入して下さい。その他、特に応募者が主張したい事項があれば提案してください。

エ 見積書及び内訳書(任意様式)

合計金額を税抜きで記載してください。なお、見積書及び内訳書における数量は、現段階での想定で構いません。

(4) 費用負担

参加表明書、提案書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。

(5) 質疑応答

質疑書(様式6)は電子メールでのみ受け付けます。後述の商工観光プロモーション課のE-mailアドレス宛てに送付してください。なお、質疑書の提出後に電話により受信確認を行ってください

い。電子メールの件名は「(質疑書) 第2回けはやちゃんこ鍋コンテスト企画運営業務委託」としてください。質疑に対する回答は、基本的に個別回答とします。ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページにて掲載します。なお、掲載時には質疑を行った者(企業名/担当者名等)は公開しません。

ア 質疑書の提出期間

①実施要領及び仕様書に関する質疑

令和6年7月16日(火)～令和6年7月29日(月)午後5時まで

②提案書に関する質疑

参加表明書受付番号通知日～令和6年8月8日(木)午後5時まで

イ 質疑回答期日

質疑書の提出を受けた日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)ただし、2日以内に回答できない場合は、その旨を質疑者へ通知します。

ウ その他

本実施要領の追加又は修正は、随時葛城市ホームページに掲載します。

(6) ヒアリング

ア 応募者による提案内容の説明(20分以内のプレゼンテーション)と、審査委員による質疑応答(10分程度のヒアリング)を行います。

イ 提案書(任意様式)にある内容に沿ってパワーポイント等において表現してください。(補足資料の投影は可能としますが、追加配布は認められません。)

ウ プロジェクター(HDMI入力)は商工観光プロモーション課で準備しますが、パソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備することとします。

エ 参加者は3名までとします。

オ 社名が特定できるような名札等を身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこととします。社名が特定できると審査委員が判断した場合、減点となる場合があります。

カ 開催は、令和6年8月26日(月)を予定していますが、実施時間(開始時刻、説明時間)、場所及びその他詳細については、提出書類等の提出期限後に応募者総数が把握でき次第通知します。

キ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。

ク 応募者が多数の場合は、商工観光プロモーション課により(7)評価基準で示す一次審査において事前審査を行い、ヒアリングを行う上位4者程度を選定する場合があります。

(7) 評価基準

ア 一次審査(25点満点)

①イベントの企画運営業務の実績審査基準(業務実績/10点満点)

対象：業務実績調書(様式3)

評価方法：国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去5年以内(平成31年4月1日から令和6年3月31日)に発注したイベントの企画運営業務について、主体的に携わった実績を1件とし、件数に応じて以下の配点を行う。

委託事業費が100万円以上の実績数が3件以上	10点
委託事業費が100万円以上の実績数が1件以上3件未満	5点
委託事業費が50万円以上の実績数が1件以上	1点

②コストの妥当性審査基準（価格点／10点満点）

対 象：見積書（任意様式）

採点は合計金額により行う。（内訳書は採点対象外）

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

- ・最低見積価格者の得点は10点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点第三位を四捨五入）とする。

$$\text{「価格点} = 10 \text{点} \times (\text{最低見積価格}^{\ast 1} / \text{見積価格}^{\ast 2})\text{」}$$

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：該当提案者の見積価格

③会社の所在（5点満点）

本事業に参加する企業が葛城市内に本店、支店又は営業所を有する場合は、下記により計算し加点を行う。

参加する企業が、葛城市内に本店を有する場合	5点
参加する企業が、葛城市内に支店又は営業所を有する場合	3点
参加する企業が、奈良県内に本店、支店又は営業所を有する場合	1点

イ 二次審査（75点満点）

提出書類等及び二次審査（ヒアリング）で評価する評価項目、評価基準は下記のとおりです。

評価項目	評価基準	配点
業務実施方針及び取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容、業務の背景や課題などを理解した提案となっているか。</li> <li>・提案内容の企画力</li> <li>・取組み意欲の高さや積極性</li> </ul>	10
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実現性が確保され、円滑な業務を行えるスケジュールとなっているか。</li> <li>・業務工程及び業務上特に配慮する事項があるか。</li> </ul>	5

提案内容	催事計画	<p>イベント会場の設営についての提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント会場のレイアウト・ゾーニングが適切であるか。</li> <li>・雨天時を想定した提案となっているか。</li> </ul> <p>集客についての提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の方向け、市外の方向け、それぞれの集客につながる提案となっているか</li> <li>・次回以降の開催を視野に入れた企画・演出内容となっているか。</li> </ul>	20
提案内容	運営計画	<p>運営体制についての提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント進行、来場者の安全確保、調理補助等に関する人員配置が適切であるか。</li> <li>・会場内で発生したゴミ等廃棄物の処理体制が適切であるか。</li> </ul> <p>来場者に対するアンケート収集についての提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート収集、取りまとめに対する体制が確保できており、継続的な開催に向けた効果的な分析が期待できるか。</li> </ul>	20
提案内容	広報計画	<p>集客に向けた広報の提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用のHP開設、SNS広告等、イベントを広く周知し、十分な集客を期待できる提案となっているか</li> <li>・マスコミ等との連携、協力が具体的に計画されているか。</li> </ul>	10
独自提案 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い年代の集客に関する提案 等</li> <li>・イベント後のPR展開に繋がる提案 等</li> <li>・商品開発に繋がる提案 等</li> </ul>		10
合計			75

#### （8） 審査の公開

審査及びヒアリングは非公開とします。

#### （9） 選定結果の発表

葛城市ホームページで受託候補者を公表するとともに、応募者全員に通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

(10) 提出書類チェックリスト(様式7)

提出書類については、提出書類チェックリスト(様式7)の応募者確認欄にチェックの上、書類を提出する都度、添付してください。

(11) 業務の契約等

- ア 市は、最優秀提案者を「第2回 けはやちゃんご鍋コンテスト」企画運営業務委託の受託候補者とし、契約締結交渉を行います。ただし、葛城市職員等で構成する葛城市プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)にて最優秀提案者の提案に著しい課題があると判断される場合は、交渉をしない場合があります。
- イ 最優秀提案者若しくはその構成員が本事業者選定終了後に8.その他(1)の失格条項に該当すると認められた場合、又は、市と最優秀提案者による契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行うこととします。
- ウ 一次審査及び二次審査の合計点の満点(100点)の6割(60点)を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しません。
- エ 参加者が1名となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知します。
- オ 一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合、当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合は、二次審査の得点が高いものから順に受託候補者及び次点者を選定し、当該提案者それぞれの二次審査の得点と同じ場合は、くじ引きにより受託候補者及び次点者を選定します。

7. 現地見学

現地見学を希望する場合は、各自において実施してください。(現地説明会は行いません。)

8. その他

(1) 失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 提出書類等に虚偽の記入をした者。
- イ 応募資格の要件を満たさない者。
- ウ 提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者。
- エ 審査委員会の委員又は関係者と接触を行った者。
- オ 提出書類等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者。
- カ その他、審査委員会が不適格と認めた者。
- キ 契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった者。
- ク 二次審査終了までの間に他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した者。

(2) 提出書類等の取り扱い

提出後の提出書類等の追加、修正は認めません。

- ア 提出書類等は返却しません。
- イ 提出書類等の著作権は、応募者に帰属します。

ウ 市では、最優秀提案者及び次点者に選定された提出書類等の公表(広報、ホームページ等)や出版物等への掲載、展示などをする場合があります。

エ 選定後において、市は提出書類の趣旨は尊重しますが、提出書類の内容に拘束されないものとしします。

(3) 契約に使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

【問合せ先及び各種書類の提出先】

葛城市役所 産業観光部 商工観光プロモーション課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166

(TEL) 0745-44-5111 (直通)

(FAX) 0745-44-5008

(メール) syoukou-kankou@city.katsuragi.lg.jp